



下水道使用料を改定します

～ 令和5年4月1日から、新料金になります。～

町議会令和4年9月定例会において、北栄町公共下水道条例の一部改正が可決され、令和5年4月請求分(令和5年2月～3月使用分)から使用料を値上げすることになりました。

【改定時期】

令和5年2月～3月に使われた水量(2月～3月使用分)について、3月に検針を行い、令和5年4月1日以降に賦課する下水道使用料(4月請求分)から新料金になります。

【改定による影響額】

基本料金が現行料金から416円(税込み10%)高くなります。

超過料金に変更はありません。

現 行			改定後	
使用料区分	料金体系	単価(1か月) 税込み(10%)	単価(1か月) 税込み(10%)	差額
0～10 m ³	基本料金	1,679円	2,095円	416円
11 m ³ ～	超過料金 (1 m ³ あたり)	243.1円	243.1円	0円

※家庭や企業を直撃している一連の物価高騰の中での値上げとなることについて、町としても対策を検討しています。対策がまとまりましたら、改めてお知らせします。

● どうして料金改定(値上げ)するの？

1) 下水道の支出の額に対して、下水道使用料による収入の額が不足しています。

下水道事業は公営企業であるため、汚水処理にかかる費用(公費負担が認められている部分を除く)は下水道使用料によって賄うこととされています。しかしながら、下水道使用料による収入では足りないため、一般会計から不足分を補うため、年間約6億円も繰入してもらっています。

支出の多くは、下水道の整備にかかった費用の借金の返済で、令和3年度末時点で起債(借金)残高は約75億円あるため、今後もしばらくは厳しい経営状況が続く見込みです。

2) 一般会計(税金)から収入不足分をもらっていて、一般会計へ大きな負担をかけています。

一般会計から繰入れてもらっている約6億円は、本来は他の行政サービスへ使われるはずの税金です。子育てや福祉など、本来の使い道で使えるよう、下水道事業への繰入を減らしていかなければいけません。

3)下水道は住民生活になくてはならないもので、安定的に事業を継続する必要があります。

下水道は、害虫や悪臭の発生、生活排水による川や海などの水質汚濁を防ぐ役割をしており、町民の皆さまが清潔で快適な暮らしをするためになくてはならないものです。

現在、下水道を運営するために、使用料では足りない分を一般会計からもらっていますが、人口減少が見込まれる中、今後も今まで通りお金がもらえる保証はありません。しかし、お金が足りないからといって下水道事業を急に止める訳にはいきません。下水道を安定的かつ継続的に運営するためには、使用料収入による自主財源を確保する必要があります。

4)人口の多い都市部に比較し、人口が点在する農村部は、料金が割高になってしまいます。

北栄町では、いち早く公共下水道事業に着手し、町民の皆様に健康で衛生的な生活環境をお届けするよう努めてきた結果、下水道人口普及率は令和3年度末で96.7%と県内でトップとなっています。町内の広い範囲で下水道が使用できる、環境にやさしい快適で住みやすい町といえます。

この下水道資産を、下水道をお使いの皆さまからの使用料で賄っていかねばなりません。下水道を使う人が多いほど、一人当たりが負担する額は少なくてすむため、人口の多い都市部に比べ、北栄町の下水道使用料は割高になってしまいます。

5)将来の急激な値上げを防ぐため、概ね3年毎に使用料の見直しを行っています。

北栄町では、概ね3年毎に下水道使用料審議会を開催し、適正な使用料について調査、審議を行い、必要に応じて使用料の見直しを行っています。今回の改定では、令和12年度に、下水道を使用される人からの使用料で汚水処理にかかる費用を100%賄えるような計画を立てて改定金額を決定しました。

使用料の改定を先延ばしにすれば、その分一般会計(税金)からの繰入が必要になることに加え、将来急激な使用料改定が必要になり、人口減少によりそれだけでなくも負担が大きくなることが予想される将来世代へ、より大きな負担をお願いすることになるため、そうならないよう今から少しずつ段階的に値上げをすることでみんなで負担していくことが必要となります。

●どうして下水道使用料は水道料金より高いの？

きれいな水をくみ上げて水道水として皆さんのご家庭へ配水するよりも、汚れた生活排水を集めて、川や海へ流せる状態にまできれいにすることが、機械や設備もたくさん必要で、より多くのお金がかかるからです。

水道の給水原価……………134 円/m³(税抜き)

下水道の汚水処理原価…248 円/m³(税抜き)

(1 m³あたりどれだけ費用がかかっているかを示す値。令和3年度決算値)

